第１１６期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

①事業報告　　➢ 当行の新株予約権等に関する事項

②事業報告　　➢ 業務の適正を確保する体制

③計算書類　　➢ 株主資本等変動計算書

　　➢ 個別注記表

④連結計算書類　　➢ 連結株主資本等変動計算書

　　➢ 連結注記表

２０１８年４月１日から

２０１９年３月31日まで

株式会社山陰合同銀行

①事業報告

➢ 当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

［第1回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2008年7月25日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2008年7月26日から2033年7月25日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	178個	当行普通株式	17,800株	2名
社外取締役	20個	当行普通株式	2,000株	1名
監査役	19個	当行普通株式	1,900株	1名

［第2回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2009年7月23日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2009年7月24日から2034年7月23日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	218個	当行普通株式	21,800株	2名
社外取締役	22個	当行普通株式	2,200株	1名
監査役	21個	当行普通株式	2,100株	1名

［第3回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2010年7月23日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2010年7月24日から2035年7月23日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	286個	当行普通株式	28,600株	2名
社外取締役	29個	当行普通株式	2,900株	1名
監査役	28個	当行普通株式	2,800株	1名

［第4回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2011年7月26日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2011年7月27日から2036年7月26日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	415個	当行普通株式	41,500株	2名
社外取締役	62個	当行普通株式	6,200株	2名
監査役	29個	当行普通株式	2,900株	1名

［第5回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2012年7月27日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2012年7月28日から2037年7月27日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	564個	当行普通株式	56,400株	3名
社外取締役	66個	当行普通株式	6,600株	2名
監査役	33個	当行普通株式	3,300株	1名

［第6回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2013年7月26日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2013年7月27日から2038年7月26日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	484個	当行普通株式	48,400株	4名
社外取締役	48個	当行普通株式	4,800株	2名
監査役	23個	当行普通株式	2,300株	1名

［第7回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2014年7月25日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2014年7月26日から2039年7月25日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	648個	当行普通株式	64,800株	5名
社外取締役	52個	当行普通株式	5,200株	2名
監査役	25個	当行普通株式	2,500株	1名

［第8回新株予約権］

Ａ．新株予約権の割当日　　2015年7月24日

Ｂ．新株予約権の行使期間　　2015年7月25日から2040年7月24日まで

Ｃ．権利行使価額（１株当たり）　１円

Ｄ．権利行使についての条件

新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	433個	当行普通株式	43,300株	5名
社外取締役	30個	当行普通株式	3,000株	2名
監査役	76個	当行普通株式	7,600株	3名

2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

②事業報告

➢ 業務の適正を確保する体制

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

Ａ．役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。

Ｂ．原則として、全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に報告する体制とする。

Ｃ．コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。

Ｄ．取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当行グループから独立した社外取締役を選任する。

Ｅ．業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程及び内部監査方針にしたがい内部監査を実施する。

Ｆ．内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。

Ｇ．マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針を定め、当行グループ一体となってマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保すべく管理態勢を整備する。

Ｈ．反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

Ａ．当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識する。

ａ．信用リスク
ｂ．市場リスク
ｃ．流動性リスク
ｄ．オペレーショナル・リスク

Ｂ．リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図る。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にＡＬＭ委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行う。

Ｃ．不測の緊急事態の発生に対しては、危機管理基本規程を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

Ａ．監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。

Ｂ．取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について、多面的な検討を行う。

Ｃ．組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営

統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保する。

A．グループ会社のコンプライアンス態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施する。

B．グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告する。

C．グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理する。

D．グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準にしたがい、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役の意見を尊重する。また、専属の使用人はもっぱら監査役の指揮命令にしたがう旨を規程に明記する。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

A．当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

a．取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告する基準等について監査役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査役から報告を求められたときには、速やかに報告を行う。

b．内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査役に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告する。

B．グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査役に定期的に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は取締役会に出席するほか、経営執行会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等連携に努める。

2. 当該体制の運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制等の整備と適切な運用のため、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備状況について定期的に点検し、その結果を取締役会に報告しております。

当事業年度（第116期）における基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の承認を受け「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、プログラムの進捗状況については、半期毎にコンプライアンス委員会に報告いたしました。2018年度はコンプライアンス委員会を9回開催し、取締役会直属の監査部による取締役会への内部監査結果報告を12回実施いたしました。

また、マネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に向け、取締役会の承認を受け「内部統制システムに関する基本方針」の改定と「マネー・ローンダリング等防止に関する基本方針」を策定するなど、管理態勢の整備を進めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営執行会議、ＡＬＭ委員会等の主要会議の議事録及び会議にて使用した資料については、行内規程・要領に基づき、適切に作成・保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスクの状況については、半期毎に実施したローン・レビューの内容を取締役会に報告いたしました。市場リスク、流動性リスクの状況については、毎月開催したＡＬＭ委員会の内容を取締役会に報告いたしました。オペレーショナル・リスクの状況については、四半期毎に開催したオペレーショナル・リスク管理委員会の内容を取締役会に報告いたしました。

また、事業継続計画の実効性向上のため、大規模地震災害の発生を想定した訓練を実施いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を12回開催いたしました。また、経営の重要事項等の協議及び取締役会から委任を受けた事項について決議する経営執行会議を21回開催いたしました。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各グループ会社が、当行のコンプライアンス委員会に協議の上、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施状況を半期毎に当行へ報告いたしました。また、関連会社コンプライアンス・オフィサー会議を2回開催いたしました。

グループ会社に対しては、当行の監査部による監査を定期的に実施しております。2018年度は、グループ会社3社に対して監査を実施いたしました。

グループ会社で構成する「関連会社経営戦略会議」を2回開催し、グループ会社の事業計画や業務執行状況等について確認しております。また、グループ会社からは、規程で定めている協議・報告基準により、業務執行状況に関する報告を受けております。

グループ会社のリスク管理態勢については、リスク統括部署、リスク管理主管部署、報告態勢を規程に定め、明確にしております。また、グループ会社からの報告に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについて計測し、適切に把握しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を１名配置しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署と兼務せず、その使用人に対する指揮命令権についても規程に明記しております。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

Ａ．当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

Ｂ．グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

規程に基づき当行及びグループ会社から監査役及び監査役会への報告を適切に実施しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った役職員の保護については規程に明記し、内部通報制度に基づく通報があった場合には、通報管理責任者が監査役に通報事実及び調査・是正措置等の状況について報告する体制としております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

毎年、監査役の職務執行に必要な経費を予算計上し、職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取を含む業務執行取締役と監査役会との意見交換会を4回開催いたしました。また、監査役は取締役会12回の全てに出席いたしました。

監査部は、監査役に対して毎月監査結果を報告し、課題認識の共有及び意見交換を実施しております。

③計算書類

➢ 株主資本等変動計算書

第１１６期 （２０１８年４月　１日から ２０１９年３月３１日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別段積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,705	15,516	－	15,516	17,584	173	216,829	26,706	261,294	△697	296,818
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△5	－	5	－	－	－
別段積立金の積立	－	－	－	－	－	－	5,000	△5,000	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△4,072	△4,072	－	△4,072
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	13,495	13,495	－	13,495
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△118	△118
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	△8	△8	91	83
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	72	72	－	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△5	5,000	4,492	9,487	△27	9,459
当期末残高	20,705	15,516	－	15,516	17,584	168	221,829	31,198	270,781	△724	306,278

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	52,224	25	2,892	55,141	349	352,310
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
別段積立金の積立	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△4,072
当期純利益	－	－	－	－	－	13,495
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△118
自己株式の処分	－	－	－	－	－	83
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,399	△34	△72	1,292	△57	1,235
当期変動額合計	1,399	△34	△72	1,292	△57	10,695
当期末残高	53,623	△8	2,820	56,434	292	363,006

➢ 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1．及び2．(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年
その他　　5年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3)　賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4)　退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5)　株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役及び当行執行役員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6)　睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(7)　その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

(1)　金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジによっております。

(2)　為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式及び出資金総額　　6,894百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は2,422百万円、延滞債権額は40,250百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,895百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,567百万円であります。

なお、上記2．から5．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,060百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号　2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、23,149百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	942,966百万円
その他資産	313百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	139,901百万円
債券貸借取引受入担保金	468,440百万円
借用金	432,000百万円
その他負債	118百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券51百万円及びその他資産40,017百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金709百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、856,312百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが813,511百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　8,721百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　46,209百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　790百万円
13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は70,916百万円であります。
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　59百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額　31,105百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　19,334百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引

関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	100百万円
役務取引等に係る収益総額	298百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	77百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	6百万円
役務取引等に係る費用総額	526百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,458百万円

2. 「その他の経常費用」には、貸出債権等の売却に伴う損失96百万円を含んでおります。

3. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	土地・建物	56百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物	126百万円
合　計			182百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

（株主資本等変動計算書関係）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	921	151	116	957	（注）
合計	921	151	116	957	

（注1）　当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式574千株及び537千株がそれぞれ含まれております。

（注2）　自己株式の増加のうち150千株は自己株式の市場買付、1千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち79千株は新株予約権の行使、36千株は株式給付信託（ＢＢＴ）による給付、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	25,444	25,501	57
	その他	－	－	－
	小計	25,444	25,501	57
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	45,472	45,234	△ 238
	その他	－	－	－
	小計	45,472	45,234	△ 238
合計		70,916	70,735	△ 181

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	3,675
関連法人等株式	－
合計	3,675

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40,255	16,379	23,876
	債券	879,262	839,222	40,039
	国債	588,758	554,201	34,556
	地方債	182,481	179,482	2,998
	短期社債	－	－	－
	社債	108,022	105,538	2,484
	その他	421,885	402,367	19,517
	小計	1,341,404	1,257,969	83,434
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,477	15,398	△ 1,920
	債券	10,337	10,365	△ 27
	国債	－	－	－
	地方債	9,461	9,487	△ 25
	短期社債	－	－	－
	社債	876	878	△ 2
	その他	137,109	141,594	△ 4,484
	小計	160,924	167,357	△ 6,432
合計		1,502,329	1,425,327	77,001

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株式	2,584
その他	20,958
合計	23,542

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	500	550	50
その他	－	－	－
合計	500	550	50

（売却の理由）買入消却によるものであります。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,704	1,547	0
債券	88	－	－
国債	－	－	－
地方債	88	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	191,660	4,342	4,594
合計	195,453	5,889	4,594

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は163百万円（うち債券22百万円、株式141百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

①株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,000	－

2. 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	10,902	百万円
減価償却費	822	百万円
固定資産の減損損失	2,365	百万円
有価証券減損処理	581	百万円
退職給付引当金	2,746	百万円
繰延ヘッジ損失	3	百万円
その他	2,853	百万円
繰延税金資産小計	20,275	百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 2,120	百万円
評価性引当額小計	△ 2,120	百万円
繰延税金資産合計	18,154	百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	87	百万円
前払年金費用	1,451	百万円
その他有価証券評価差額金	23,375	百万円
その他	55	百万円
繰延税金負債合計	24,970	百万円
繰延税金負債の純額	6,816	百万円

（1株当たり情報）

1．1株当たりの純資産額　　2,324円78銭

2．1株当たりの当期純利益金額　　86円44銭

3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　　86円21銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式数（537千株）は、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式の当事業年度平均株式数（549千株）は、当事業年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

④連結計算書類

➢ 連結株主資本等変動計算書

第１１６期 （２０１８年４月　１日から ２０１９年３月３１日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,705	21,381	267,604	△697	308,993
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△4,072	－	△4,072
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	13,205	－	13,205
自己株式の取得	－	－	－	△118	△118
自己株式の処分	－	－	△8	91	83
土地再評価差額金の取崩	－	－	72	－	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	9,196	△27	9,168
当期末残高	20,705	21,381	276,800	△724	318,162

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	53,227	25	2,892	△4,470	51,674	349	1,396	362,415
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△4,072
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	13,205
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△118
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	83
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,469	△34	△72	△322	1,041	△57	△69	914
当期変動額合計	1,469	△34	△72	△322	1,041	△57	△69	10,083
当期末残高	54,697	△8	2,820	△4,792	52,716	292	1,326	372,498

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(ｲ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ﾛ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (ｲ)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　15年～50年

その他　　5年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役及び当行執行役員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、同役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

11. その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

12. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

14. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(ｲ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジによっております。

(ﾛ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有

価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当行は、中長期的な業績の向上と、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役及び執行役員（以下、「役員等」という。）に対し、「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

1. 取引の概要

本制度のもと当行は、対象となる役員等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、役員等の退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）を信託を通じて給付します。役員等に対し給付する当行株式等については、予め信託設定した金銭により取得し、信託財産として分別管理しております。

2. 信託が保有する当行株式

信託が保有する当行株式を信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は386百万円、株式数は537千株であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）　3,454百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,422百万円、延滞債権額は40,250百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,895百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,567百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,060百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号　2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、23,149百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	942,966百万円
リース債権及びリース投資資産	13,271百万円
その他資産	733百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	139,901百万円
債券貸借取引受入担保金	468,440百万円
借用金	443,942百万円
その他負債	118百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券51百万円及びその他資産40,017百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金659百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、847,442百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが804,640百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　8,721百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　48,221百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,285百万円

13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は70,916百万円であります。

14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　59百万円

（連結損益計算書関係）

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却14百万円、株式等償却199百万円及び貸出債権等の売却に伴う損失152百万円を含んでおります。

2. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

また、連結される子会社及び子法人等は、主として各社を1単位としてグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産並びに使用中止予定のソフトウエア）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	土地・建物	56百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物・ソフトウエア	130百万円
合　計			186百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

		当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式						
	普通株式	156,977	－	－	156,977	
	合計	156,977	－	－	156,977	
自己株式						
	普通株式	921	151	116	957	（注）
	合計	921	151	116	957	

（注1）　当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式574千株及び537千株がそれぞれ含まれております。

（注2）　自己株式の増加のうち150千株は自己株式の市場買付、1千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち79千株は新株予約権の行使、36千株は株式給付信託（ＢＢＴ）による給付、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					292	
合計		－					292	

3．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月26日定時株主総会	普通株式	2,975百万円	19円	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月12日取締役会	普通株式	1,096百万円	7円	2018年9月30日	2018年12月7日
合計	―	4,072百万円	―	―	―

(注) 2018年6月26日定時株主総会決議及び2018年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式に対する配当金10百万円及び3百万円がそれぞれ含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日定時株主総会	普通株式	2,974百万円	利益剰余金	19円	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会（決議予定）による配当金の総額には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式に対する配当金10百万円が含まれております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。そのため、金利変動による金融資産及び金融負債の価値や収益の変動リスク（金利リスク）や、取引先の倒産や経営状態の悪化により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり損失を被るリスク（信用リスク）を有しております。また、有価証券投資業務においては、金利リスク、信用リスクに加え、株式などの価格変動リスクを有しております。当行では、これらリスクの適正化と収益の極大化を目指して、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、売買目的、満期保有目的及びその他有価証券として保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスク及び価格変動リスクを有しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の取引先の預金であり、金利リスクを有しております。また、借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引について、通貨関連取引には先物為替予約、通貨スワップ、通貨オプションがあり、金利関連取引には金利スワップ取引や金利先物取引があります。このうち、金利スワップや先物為替予約などのヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規程に基づいてヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクの管理は、「内部格付制度」をベースとして、「個別案件の厳正な審査・管理（ミクロの信用リスク管理）」と、「信用リスクの計量化によるポートフォリオの管理と適切な運営（マクロの信用リスク管理）」及び「厳正な自己査定とそれに伴う適切な償却・引当の実施」を基本に行っております。

リスク量の管理態勢としては、自己査定・格付、償却・引当の状況、ＶａＲ等リスク計量化の状況、与信集中の状況、貸出採算の状況、不良債権処理の状況等について、定期的にローンレビュー（経営執行会議）や信用リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会を開催し、報告を行っているほか、必要に応じて経営執行会議を開催し、

協議等を行っております。また、信用リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

②市場リスクの管理

（ｉ）市場リスクの管理に係る定性的情報

市場リスクの管理については、内部管理上、ＶａＲから評価損益と実現損益を差し引いた実質リスクを用いて、リスク量を把握・管理しております。

また、市場リスクに対し資本配賦を行い、モニタリングすることで、経営体力（自己資本）の範囲内にリスク量をバランスさせております。

管理態勢としては、実質リスクやＶａＲの水準について日次で把握・管理を行っているほか、月次で行われるＡＬＭ委員会においても実質リスクやＶａＲの水準、評価損益額などを報告し、リスク量の把握、適切なリスクコントロールの手段の協議・決定を行っております。

（ⅱ）市場リスクの管理に係る定量的情報

(ｱ) 有価証券リスク

当行では、保有する有価証券に関するＶａＲの算出においては、原則ヒストリカル・シミュレーション法を採用しております。なお、一部時価の把握が困難な商品（ＣＭＯ、投資信託以外のその他の証券、非上場株式）については、取得原価等に対して一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

ＶａＲ計測の前提条件は、保有期間60日（ただし政策投資株式は120日）、信頼水準99％、観測期間1年として、日次で計測を行っております。

当連結会計年度末現在におけるＶａＲは37,756百万円、実質リスクは有価証券の評価損益等がＶａＲを上回っているためゼロとなっております。

なお、当行では、使用するＶａＲモデルについて、ＶａＲと日次損益を比較するバックテスティングを実施し、有効性を検証しております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(ｲ) 預貸金利リスク（有価証券以外の金融商品）

当行では、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）に関するＶａＲの算出においては、分散・共分散法を採用しております。また、流動性預金については、コア預金内部モデルを採用しております。なお、一部オプションを内包した貸出については、残高に一定の掛け目を乗じてリスク量を算出しております。

ＶａＲ計測の前提条件は、保有期間60日、信頼水準99％、観測期間1年として、月次でリスク量の計測を行っております。当連結会計年度末現在における預貸金利リスク量は、△15,223百万円となっております。なお、預貸金利リスクの計測対象としている金融商品においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

ただし、ＶａＲは過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど金利環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクについては、日々資金ギャップ限度額による管理を行っております。また、月次ベースで資金繰りの予想・実績を作成し、計画との差異を検証しております。

さらに、緊急時に備えて組織体制や対応策などをまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。なお、当行では国債等流動化可能債券やその他流動性の高い資産を潤沢に保有しており、流動性リスクに対して万全の態勢を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目及び時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
(1) 現金預け金	769,410	769,410	－
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	71,220	71,039	△ 181
その他有価証券	1,504,166	1,504,166	－
(3) 貸出金	3,090,046		
貸倒引当金(*1)	△ 35,292		
	3,054,754	3,140,989	86,235
資産計	5,399,551	5,485,605	86,054
(1) 預金	3,818,934	3,820,374	1,440
(2) 譲渡性預金	321,370	321,370	－
(3) コールマネー及び売渡手形	75,973	75,973	－
(4) 債券貸借取引受入担保金	468,440	468,440	－
(5) 借用金	447,367	447,368	1
負債計	5,132,084	5,133,526	1,441
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	212	212	－
ヘッジ会計が適用されているもの	417	417	－
デリバティブ取引計	629	629	－

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目はありません。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

これらは、満期のないもの又は残存期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格を時価としております。債券は日本証券業協会等の公表市場価格、情報ベンダー算定価格、ブローカー提示価格の優先順位で時価としております。投資信託は公表基準価格、ブローカー提示価格の優先順位で時価としております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 貸出金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ･フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計により、ヘッジ対象となる貸出金と一体として処理されている金利スワップ取引の時価を含めて記載しております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金の種類及び期間に区分して、将来のキャッシュ･フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

取引所の価格のほか、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸出金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
①非上場株式(*1)（*2)	2,709
②組合出資金(*3)	14,415
③その他	6,793
合計	23,919

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について58百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 3年以内 （百万円）	3年超 5年以内 （百万円）	5年超 7年以内 （百万円）	7年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預け金	728,802	－	－	－	－	－
有価証券	121,981	297,336	280,503	96,701	218,199	206,703
満期保有目的の債券	10,696	29,295	27,445	3,680	100	－
その他有価証券のうち満期があるもの	111,285	268,040	253,058	93,021	218,099	206,703
貸出金	751,523	623,614	431,811	314,610	297,887	670,598
合計	1,602,307	920,951	712,315	411,311	516,087	877,301

（注4）預金、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 3年以内 （百万円）	3年超 5年以内 （百万円）	5年超 7年以内 （百万円）	7年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預金(*)	3,303,160	478,305	37,468	－	－	－
譲渡性預金	321,370	－	－	－	－	－
コールマネー及び売渡手形	75,973	－	－	－	－	－
債券貸借取引受入担保金	468,440	－	－	－	－	－
借用金	6,525	177,055	263,787	－	－	－
合計	4,175,468	655,360	301,255	－	－	－

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	25,444	25,501	57
	その他	－	－	－
	小計	25,444	25,501	57
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	45,776	45,537	△ 239
	その他	－	－	－
	小計	45,776	45,537	△ 239
合計		71,220	71,039	△ 181

3．その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,062	16,462	25,600
	債券	879,262	839,222	40,039
	国債	588,758	554,201	34,556
	地方債	182,481	179,482	2,998
	短期社債	－	－	－
	社債	108,022	105,538	2,484
	その他	421,885	402,367	19,517
	小計	1,343,210	1,258,052	85,157
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,508	15,436	△ 1,927
	債券	10,337	10,365	△ 27
	国債	－	－	－
	地方債	9,461	9,487	△ 25
	短期社債	－	－	－
	社債	876	878	△ 2
	その他	137,109	141,594	△ 4,484
	小計	160,955	167,395	△ 6,440
合計		1,504,166	1,425,448	78,717

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	500	550	50
その他	7	6	△ 0
合計	507	557	49

（売却の理由）　社債は、買入消却によるものであります。
その他は、保有していた子会社の清算に伴う処分（売却）によるものであります。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	3,852	1,678	90
債券	88	－	－
国債	－	－	－
地方債	88	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	191,660	4,342	4,615
合計	195,601	6,020	4,705

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は163百万円（うち債券22百万円、株式141百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合

としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30%以上下落した場合。

①株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70%を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30%以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,000	－

2．満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1．1株当たりの純資産額　2,377円12銭

2．1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　84円58銭

3．潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　84円35銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式数（537千株）は、当連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式の当連結会計年度平均株式数（549千株）は、当連結会計年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　17名 当行監査役　5名	当行取締役　17名 当行監査役　5名	当行取締役　17名 当行監査役　5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 163,500株	普通株式 180,700株	普通株式 224,000株
付与日	2008年7月25日	2009年7月23日	2010年7月23日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2008年7月26日から 2033年7月25日まで	2009年7月24日から 2034年7月23日まで	2010年7月24日から 2035年7月23日まで

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 258,000株	普通株式 281,800株	普通株式 202,100株
付与日	2011年7月26日	2012年7月27日	2013年7月26日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2011年7月27日から 2036年7月26日まで	2012年7月28日から 2037年7月27日まで	2013年7月27日から 2038年7月26日まで

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　11名	当行取締役　8名 当行監査役　5名 当行執行役員　10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 231,800株	普通株式 122,000株
付与日	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	定めておりません	定めておりません
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	2014年7月26日から 2039年7月25日まで	2015年7月25日から 2040年7月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	21,700株	26,100株	34,300株
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	21,700株	26,100株	34,300株
権利確定後			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末	64,100株	80,600株	74,100株
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	13,500株	14,300株	18,600株
未確定残	50,600株	66,300株	55,500株
権利確定後			
前連結会計年度末	―	―	―
権利確定	13,500株	14,300株	18,600株
権利行使	13,500株	14,300株	18,600株
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利確定前		
前連結会計年度末	92,900株	81,800株
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	20,400株	12,900株
未確定残	72,500株	68,900株
権利確定後		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	20,400株	12,900株
権利行使	20,400株	12,900株
失効	―	―
未行使残	―	―

②単価情報

	2008年ストック・オプション	2009年ストック・オプション	2010年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	－	－	－
付与日における公正な評価単価（注）	878円	804円	609円

	2011年ストック・オプション	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円	1円	1円
行使時平均株価	992円	992円	992円
付与日における公正な評価単価（注）	569円	500円	710円

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
権利行使価格（注）	1円	1円
行使時平均株価	992円	992円
付与日における公正な評価単価（注）	677円	1,182円

（注）1株当たりに換算して記載しております。

2．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連 結 計 算 書 類 の 作 成 方 針

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　9社

松江不動産株式会社
合銀ビジネスサービス株式会社
株式会社山陰オフィスサービス
ごうぎん証券株式会社
山陰債権回収株式会社
山陰総合リース株式会社
ごうぎん保証株式会社
株式会社ごうぎんクレジット
ごうぎんキャピタル株式会社

なお、株式会社ごうぎん代理店及び株式会社山陰経済経営研究所は、清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等　　11社

主要な会社名

しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合
とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合
山陰中小企業支援3号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　　0社

(2) 持分法適用の関連法人等　　0社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　　11社

主要な会社名

しまね大学発・産学連携投資事業有限責任組合
とっとり大学発・産学連携投資事業有限責任組合
山陰中小企業支援3号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等　　0社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、すべて3月末日であります。